

第42回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成28年11月8日（火） 午後3時30分～午後5時00分
- 2 場 所 長野県庁 議会増築棟3階 第2特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
(事務局) 福田課長、前島企画幹、竹内担当係長、永原主事、羽片主事
- 4 議 題
 - (1) 意見聴取案件について
 - (2) その他
- 5 経 過
 - (1) 11月2日（水） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
 - (2) 11月8日（火） 審議会の開催（別紙のとおり）
 - (3) 11月10日（木） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

会 長： これより第 42 回個人情報保護運営審議会を開催します。
審議の前に、本日の配布資料について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 当日配布資料）

会 長： それでは、審議に入ります。
まず、案件一覧表の 1 ページの、統計室の番号 50 番からスポーツ課の番号 68 番の定型案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 50～68）

会 長： ただいまの説明について、委員の皆さんから何か御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは続いて、新規の一般案件の審議に入ります。案件の一覧表の、次世代サポート課の番号 69 番及び子ども・家庭課の番号 70 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 69、70）

会 長： ただいま説明があった 69 番及び 70 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、案件一覧表の番号 71 番及び 72 番の案件について、保健・疾病対策課から説明を求めます。

保健・疾病対策課：（説明 番号 71、72）

会 長： 公安委員会に対する目的外提供と、提供に関する本人通知の省略の案件ですが、いかがでしょうか。何か御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 了承するというので、よろしいですかね。
それでは続いて、案件一覧表の食品・生活衛生課の番号 73 番から山岳高原観光課の番号 78 番までの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 73～78）

会 長： ただいま説明があった 73 番から 78 番までの案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、案件一覧表の農村振興課の番号 79 番から建築住宅課の番号 84 番までの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 79～84）

会 長： ただいま説明があった 79 番から 84 番までの案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（質問、意見なし）

会 長： 続いて、案件一覧表の 85 番の案件について、高校教育課から説明を求めます。

高校教育課：（説明 番号 85）

会 長： 損害賠償請求に係る目的外提供の案件でございますが、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 承認するというのでよろしいですかね。
続いて、案件一覧表の厚生課の 86 番及び警務課の番号 87 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 86、87 番）

会 長： ただいま説明があった 86 番及び 87 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 次は、案件一覧表の少年課の番号 88、89 番及び次世代サポート課の番号 90、91 番の案件でございますが、事務局から報告があるということで、お願いします。

事 務 局： 少年課の目的外提供の案件及び次世代サポート課の本人外収集の案件、どちらも本人通知の省略を伴っていたのですけれども、案件として提出されておりましたが、事前に先生方からいただいた御意見等を踏まえて担当課で改めて検討をしていく中で、審議会に御意見を伺う段階とするには整理が甘いであろうということで、今回の意見聴取案件としては取り下げるという意向を受けております。従いまして、今回審議の対象としていただく必要はないかと思っておりますので、御報告とさせていただきます。

会 長： これは長野県子供を性被害から守るための条例に関するものですね。委員の皆さんから何かございますか。今回は取下げということで、審議にはかけないということですが。

委 員： 打合せの際にコメントさせていただいたとおりです。ちょっと違和感があったのが、検挙事案、逮捕、任意送致、それから検挙に至らない事案。いずれも、裁判にもなっていない、その前の段階のセンシティブ情報なので、それだけ慎重に取り扱う工夫はもっといるのだろうなと思いました。

会 長： 他にいかがでございますか。

事 務 局： よろしいですか。

この事案についてですが、情報を提供するとしても、本人の特定ができるような情報はすべて排除した上で出すというのが基本かと思っております。一般的にはそれが可能かと思うのですが、例えば逮捕されて既に報道されてしまったもの等は、その情報と照らし合わせることによって、本人

識別性が出てくる可能性があります。案件として伺う際には、そういう可能性があった場合に提供して良いかどうかということ伺うことになるかと思えます。

会 長： わかりました。委員の皆さんから、ほかに何かございますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、この 88 番から 91 番は取下げということで、了承いたします。続いて、本日追加分の 146 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 146）

会 長： ただいま説明があった 146 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、廃棄案件の審議に入ります。案件一覧表の松本空港管理事務所の 92 番から、農村振興課の番号 145 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 92～145 番）

会 長： ただいま説明があった 92 番から 145 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 以上で本日の意見聴取案件の審議は全て終了しました。
今回の審議会におきましては特に意見がございませんでしたので、全件について適当と認めるということで、よろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： ありがとうございます。
続いて、議事の「その他」になります。事前に前回第 41 回審議会の会議録を事務局からお送りしていますが、記載内容について、何か御意見等がございますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、第 41 回審議会の会議録は、この内容で確定します。
続きまして、次回の審議会の日程調整をします。

（日程調整）

会 長： それでは、次回は 3 月 27 日（月）13 時 30 分から、県庁会議室でということにします。
以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。